る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人等との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

二・三　［略］

3　［略］

（認定書の交付）

第二条　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

様式（第１条関係）

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第７項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第27条の４第13項第１号又は第39条の39第12項に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条第18項第１号又は第22条の23第18項第１号に規定する試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．～４．［略］

５．当該共同試験研究に係る試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額

る試験研究費の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人等との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

二・三　［略］

3　［略］

（認定書の交付）

第二条　試験研究機関等の長等は、前条第一項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同試験研究の契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該認定申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該法人等に交付するものとする。

様式（第１条関係）

特別試験研究認定申請書（共同試験研究）

当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第７項に規定する試験研究機関等と共同して行う租税特別措置法施行令第27条の４第13項第１号又は第39条の39第12項に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条第18項第１号又は第22条の23第18項第１号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．～４．［略］

５．当該共同試験研究に係る試験研究費の額

備考　表中の［　］の記載は注記である。